

報道関係者 各位



令和7年10月31日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課長 田川 健志
産業安全専門官 千葉 知幸
(電話) 018-862-6683

令和7年の転倒災害防止壁新聞とポスターについて

秋田労働局（局長 山本 博之）は、職場における転倒災害を減少させるため、令和7年の転倒防止壁新聞と転倒防止ポスターを作成し、県内の事業場や関係者団体等及び市町村に対して周知等行うこととしました。

報道機関の皆様には、転倒災害防止に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透
 するよう、取材・報道をお願いします。

I 令和7年 転倒防止壁新聞と転倒防止ポスター

令和7年 転倒防止壁新聞

[illegible]

令和7年 転倒防止ポスター

清掃 Seisou

いつもキレイ
ピカピカ

整理 Seiri

いす！
or
いすお！

照明 Shoumei

明るいと
段差も見える

整とん Seiton

必要な物を
決められた場所に

**ストレッチ Stretch
筋トレ**

転んでもケガを
しない体づくり

**転倒防止の
5 S 対策**

STOP! 転倒災害

おっとっと！
Safe! Safe!

秋田労働局・転倒災害防止プロジェクトチーム

秋田県内において発生している労働災害のうち、事故の型別で最も多いのが転倒災害となっております。

秋田労働局では平成 24 年から毎年転倒災害防止プロジェクトチーム会議を開催し、会議では、その年の活動内容を取り決めており、今年の活動の一つとして転倒防止壁新聞と転倒防止ポスターの作成を行うこととしました。

壁新聞のテーマとして、今年は高年齢労働者に対する労働災害防止対策に関する法律の改正があり、中でも転倒防止対策への取組強化が示されていることから、改正される法律の要旨や転倒防止のソフト面対策としてストレッチの実施に関する記事を掲載いたしました。

ポスターについては、転倒災害防止の取組を①整理②整頓③清掃④照明⑤ストレッチとし、それぞれ取組内容をローマ字表記にした時の頭文字である「S」により、転倒防止の5S 対策として実施を図るものです。

Ⅱ 今後の活動内容

1. 秋田労働局作成による令和 7 年版の転倒災害防止ポスター・転倒防止壁新聞、転倒災害防止チラシを作成し、県内の多店舗小売業者や社会福祉施設に対する店舗や施設内への掲示依頼（1,300 枚）、労働災害防止団体や商工団体の会員、秋田県、県内市町村に対する関係施設への掲示や設置依頼（3,200 枚）及び労働局・県内各労働基準監督署において実施する会議や講習会等で配布（1,500 枚）
2. 県内各市町村の広報誌への「転倒災害防止」に関する記事の掲載依頼及び労働災害防止団体等の発行する機関紙、広報誌等への掲載依頼
3. 周知広報活動として、秋田労働局 YouTube ショート動画による発信、 X（旧 Twitter）での発信、秋田労働局ホームページに上記取組の掲載
4. 冬期間にける低温注意報発令時の転倒防止への呼びかけ

◎関係資料

- 資料 1 令和 7 年 転倒防止壁新聞
- 資料 2 令和 7 年 転倒防止ポスター
- 資料 3 令和 7 年 転倒防止チラシ
- 資料 4 転倒災害発生状況

転倒防止新聞

発行：2025.10
秋田労働局
健康安全課
秋田市山王7-1-3
Tel.018-862-6683
Vol.7

高齢労働者に対する 労働災害防止対策が努力義務化！

転倒・腰痛防止対策も含まれる

おり、高齢労働者の労働災害防止対策の強化が喫緊の課題となっています。

エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組で準備

少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、高齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置について、労働安全衛生法の一部を改正する法律が本年5月14日に公布され、令和8年4月1日に施行されます（労働安全衛生法第62条の2が新設されます。）。

その労働災害防止対策の重点としてあげられるのが労働者の作業行動に起因した労働災害であり、転倒災害防止対策や腰痛災害防止対策になります。

これにより、事業者は、高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努力義務が定められました。

近年、人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上を背景に、事業場における高齢労働者の就労割合が増加して

今後、高齢労働者が安全に働き続けられる職場づくりは、人材確保の観点からも重要な経営課題になることとされます。令和8年4月1日の施行

令和8年4月1日施行

安衛法改正

【エイジフレンドリーガイドラインの概要】



事業者求められる事項

- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 職場環境の改善
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育



安全第一
グリーン
クロス君
～ながらスマホ禁止の巻～



に向けて、新たな指針が公表されることとなりますが、施行日に向けて、現在示されているエイジフレンドリーガイドラインに基づいた各種活動を実施し、準備をお願いします。

転倒災害防止個別訪問支援の活用

ハード面の対策は浸透中

このような法改正が行われる一方、事業場における転倒災害防止の設備改善や作業環境改善については一定の取組が進められています。例えば、「つまずきによる転倒を防止するための段差の解消」「暗い作業場所での照明の点灯」「ぬれやすい場所への滑り止めマットの設置」「注意喚起を行う表示板の設置」などハード面での対策を工夫しながら、事業場に適した対策が浸透しつつあります。

ソフト面の対策が遅れがち

しかし、ハード面の対策だけでは転倒災害は防げません。働く人が転んでもケガをしにくい体づくりとするソフト面の対策も併せて実施することで効果が期待できます。また、転倒防止に効果的な筋力アップやストレッチの方法などの体づくりとなると、専門的知識が十分なことで対応することにも少なからずあります。このようなソフト面の対策として秋田産業保健総合支援センターでは、秋田県理学療法士会の協力のもと、個別に理学療法士を派遣し、座学と実技による転倒防止に対応する個別訪問支援を実施しています。社内研修や安全週間・労働衛生週間などの社内行事の時に活用していただければ有効と思われるので、ぜひご活用ください。

★豆知識コーナー★

～県内企業の取組好事例～

秋田県小売業+Safe協議会と秋田県介護施設+Safe協議会（事務局：秋田労働局）において作成した「転倒を防ぐ・腰痛を防ぐ 秋田の企業が実践している小売業・社会福祉施設の取組好事例集」を公表しています。



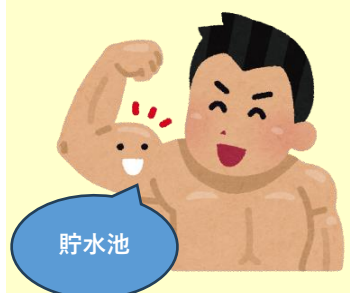
対策内容がカテゴリー別に分けられ、取組事例に写真やイラストを入れ、必要経費等も掲載して分かりやすくしております。転倒災害防止対策の参考にご活用ください。

熱中症予防にも効果あり！

令和7年6月1日から職場における熱中症対策が強化され、罰則付きで労働安全衛生規則の一部が改正されました。事業場において①発症者の早期発見、早期対処に関する体制整備や②対処手順の作成について必須となり、この2項目に関して③関係者への周知が義務付けられました。転倒防止対策のソフト面の対策として筋力アップやストレッチの実施は熱中症予防対策としても効果があります。

筋肉は貯水池

筋肉は体内において水分を保有する組織といわれ、筋肉は体の貯水池ともいわれます。それが筋肉量の少ない小児や筋肉量が減ってきた高齢者の熱中症になりやすいことのひとつの原因といわれております。体内に筋肉を増やすことは長期的な熱中症予防対策にもつながり、転倒防止対策と、どちらにも効果があることとなります。

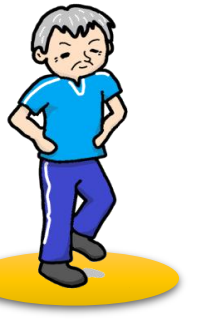


自身で筋力の簡単チェック

エイジフレンドリーガイドラインの中にある「体力の状況の把握」で客観的に自身の体力を把握することで、転倒防止への促しや適正配置の資料とする場合があります。ただ、労働者自身で行うことが難しい場合もあります。

編集後記

令和7年の転倒防止新聞は改正安衛法の内容を中心に、転倒防止対策のソフト面対策を特集しました。同時作成の転倒防止ポスターは「転倒防止の5S」がテーマ。どちらも使ってください。（健康安全課）



清掃 Seisou



整理 Seiri



照明 Shoumei

明るい
段差も見える



整とん Seiton

必要な物を
決めた場所に



ストレッチ Stretch 筋トレ

転んでもケガを
しにくい体づくり



転倒防止の 5 S 対策

STOP! 転倒災害



清掃 Seisou



整理 Seiri



照明 Shoumei

明るい
段差も見える



整とん Seiton

必要な物を
決めた場所に



ストレッチ Stretch 筋トレ

転んでもケガを
しにくい体づくり



転倒防止の 5 S 対策

STOP! 転倒災害



転倒災害防止の5 S 対策

本来の5Sは、整理・整とん・清掃・清潔・しつけにより、職場環境改善や安全性の確保を目的として事業場内で展開される活動ですが、転倒災害防止にも有効な5Sがあります。ご活用ください。

1. 【整理】 Seiri

必要な物と不要な物を分けて、不要な物を作業場所からなくすこと。物理的な整理は作業場所が広がり余裕ができます。転倒防止対策のつまずき防止につながります。

2. 【整とん】 Seiton

必要な物を、必要な時に使用できるよう所定の場所に保管しましょう。紛失防止にもなり、探す時間もなくなります。転倒防止対策の基本！整理・整とんの実施を！

3. 【清掃】 Seisou

水や油でぬれた床などは、滑って転倒するリスクとなります。ぬれやすい場所の近くには滑り止めのマットの設置や清掃用具を準備して、滑りにくい環境を整えましょう。

4. 【照明】 Shoumei

暗い場所だと、通路に段差や荷物が置かれていても気づかず、つまずいて転倒する可能性があります。また、作業場所が暗いと視覚情報が弱くなり体のバランスをくずしやすく転倒につながります。屋外通路やバックヤードなど人感センサーによる照明があるととても有効です。

5. 【ストレッチ】 Stretch

転倒予防にはストレッチにより体の柔軟性を高くすることや、筋力アップにより体幹を強化することが有効です。関節可動域が制限されると身体の動きが悪くなり、転倒を引き起こす可能性が高まります。転倒してもケガをしにくい体づくりを実施しましょう。

※ 秋田労働局ホームページでは「STOP！転倒災害プロジェクト」による転倒防止特設サイトを設置しております。過去に作成した資料や動画等の案内もあります。ぜひチェックしてみてください。

秋田労働局「STOP！転倒災害プロジェクト」で検索！

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_00940.html

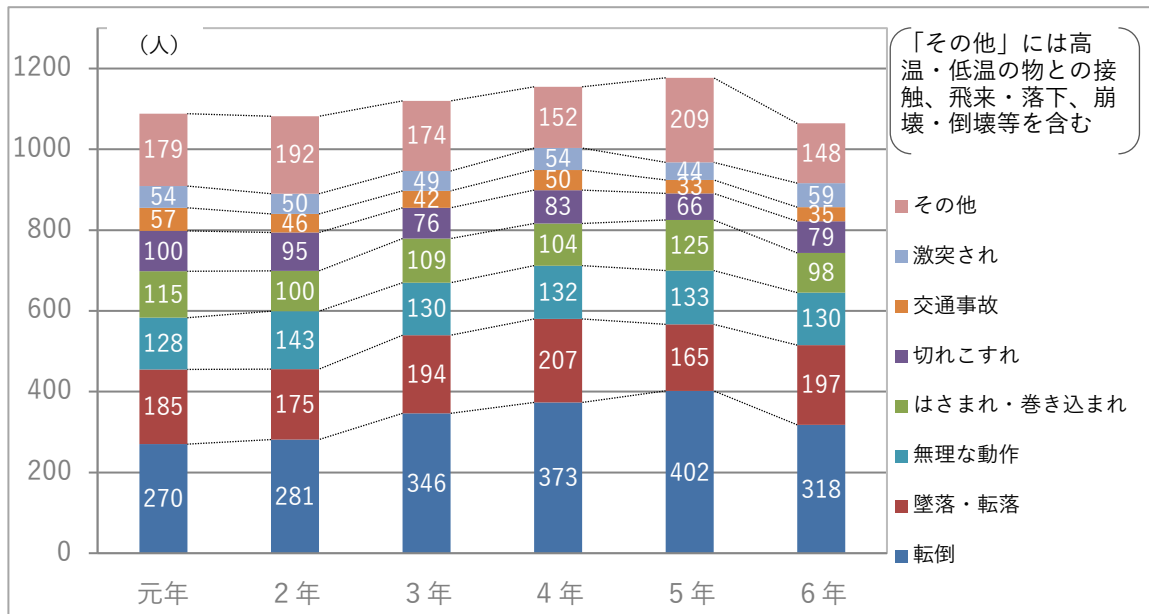


資料に関するお問い合わせは

秋田労働局 労働基準部 健康安全課 TEL : 018-862-6683

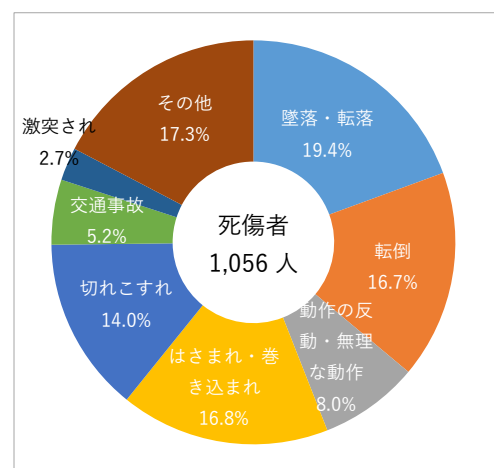
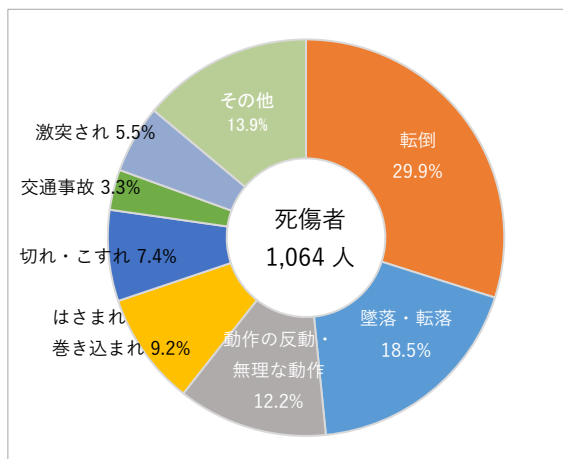
(2025.10)

1. 事故の型別労働災害の推移（令和元年～令和6年）

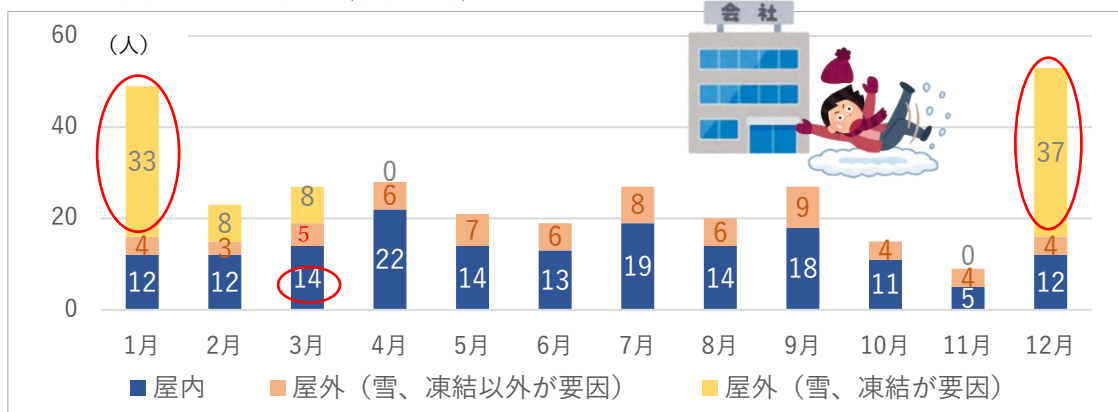


2. 事故の型別発生件数（令和6年）

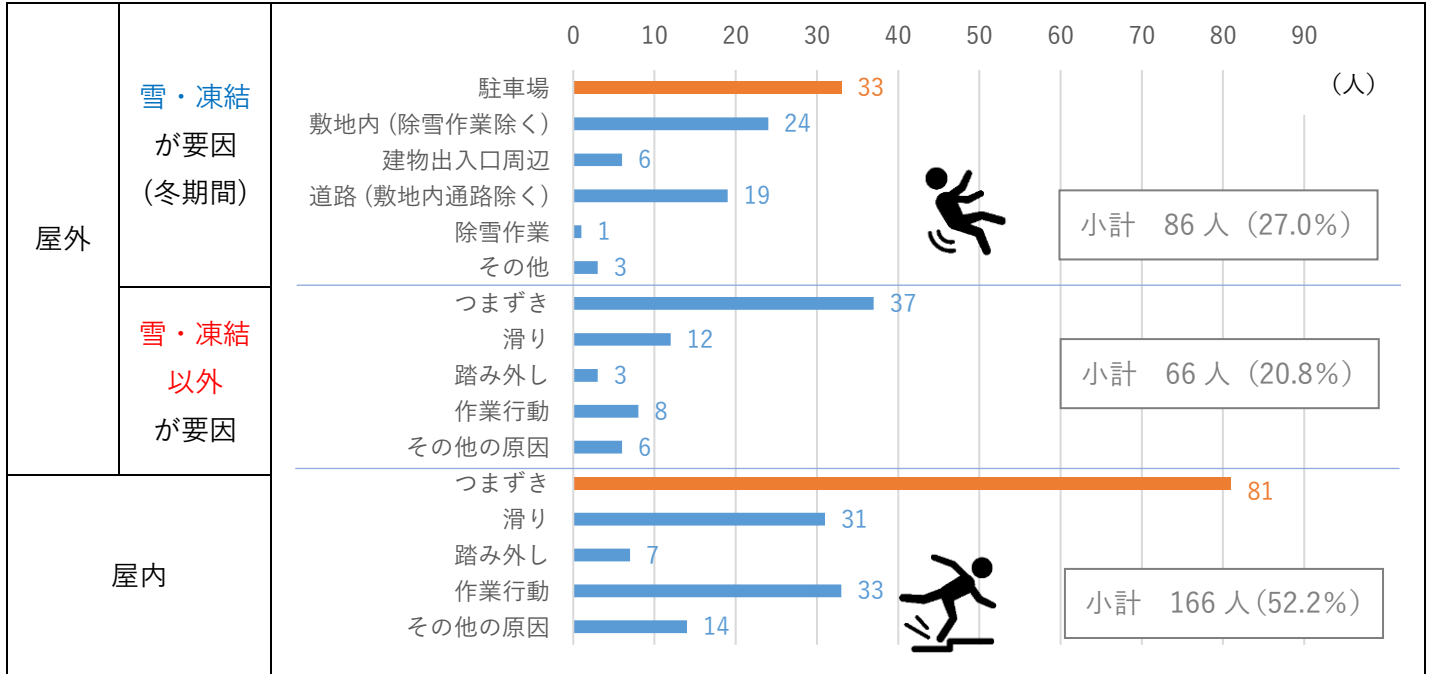
【参考：平成16年（20年前）】



3. 月別転倒災害発生状況（令和6年）

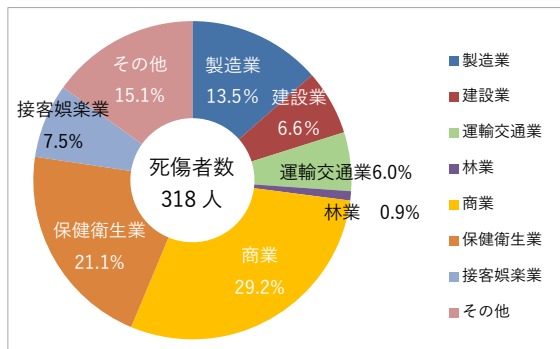


4. 転倒の場所・事故の型別状況（令和6年）



↑ 屋内でつまずき転倒するものが最も多く、次いで駐車場で雪・凍結が要因で転倒するものが増えている。令和6年1月及び2月は例年より低温の日や気温の低い日が少なかったことから「雪・凍結」による転倒災害が減少した。

5. 業種別転倒災害発生状況（令和6年）



← 転倒は、商業、保健衛生業の2業種だけで半数 (50.3%) を超える。

↓ 被災労働者は、40歳以上の労働者が多くを占めている。特に50歳以上の女性労働者だけで被災者全体の半数を超える (52.8%)。

6. 被災労働者の性別・年齢構成（令和6年）

